

建設業（土木工事業等）における 死亡労働災害多発緊急警報に伴う 熊本労働局長メッセージ

～ 県内建設事業者の皆様へ ～



今年の熊本県内の労働災害による死亡者数は、4月までに6人で、そのうち建設業で4人の尊い命が失われており（前年同期は0人）、大変憂慮すべき事態となっています。

この建設業の死亡者数4人のうち3名が土木工事業においてのものであり、その発生状況をみますと、建設機械の使用に当たっての作業計画の策定及び立入禁止措置や、土砂崩壊の危険性がある溝掘削作業における土止め支保工の使用など、基本的な安全対策が講じられていれば防ぐことができた可能性があり、誠に残念です。

また、死亡された労働者の年齢をみると、50代と60代の高年齢労働者の災害があり、高年齢労働者向けの対策が求められる一方で、20代の若年労働者の災害もあり、雇い入れ時の安全衛生教育の確実な実施も求められるところです。

このような状況を踏まえ、熊本労働局では令和7年5月20日から同年7月19日までを期間とした『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』を発令しました。

死亡労働災害などの重篤な災害は、ご本人の未来を奪うことになるのみならず、ご家族に多大な影響を及ぼすもので、決してあってはならないものであり、また、人手不足の状況の下、事業経営にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、緊急警報発令期間中、建設事業者の皆様におかれましては、労働者の安全を第一に、労働災害防止のための必要な対策を確実に講じていただきながら、工事を施工していただきますようお願いいたします。

併せて、今年も本日、県内各地で真夏日となり、今後、熱中症の危険性が高まることから、本年6月1日から施行される熱中症の重篤化を防止するための対策等につきましても実施をお願いいたします。

皆様ご安全に！

令和7年5月20日
熊本労働局長

金 成 真 一